

あなたの設備投資を応援します！

三豊市中小企業経営改善資金利子補給のご案内

市内で設備投資を実施し、その資金として金融機関から一定の条件で借り入れた借入金利子の一部を市が補助します。

POINT
1

補給率 50% (上限あり)

(該当の借入の1月1日～12月31日までの支払利息×50%)

POINT
2

三豊市商工会長の推薦を受けたもので、三豊市税を完納し、該当借入について申請する年に延滞が無いこと

POINT
3

補給期間は、該当借入金の当初利払い日から60回目の利払いまで

三豊市中小企業経営改善資金利子補給

ご利用 いただける方	(1)三豊市に居住する個人事業主又は三豊市内に事業所を有する中小企業者 (新たに三豊市の区域内で事業を営む者を含む) (2)三豊市商工会長の推薦を受けたもの (3)三豊市税を完納しているもの (4)その年の1月1日から同年12月末日までに当該借入において延滞が無いこと
対象融資	資金使途:設備資金 ※運転資金を併用し借入している場合は、案分し補給額を再計算します 上 限:2,000万円以内 ※借入額が2,000万円を超過している場合は、案分し補給額を再計算します ※複数該当借入がある場合、合計し上限を超えた場合、上記に該当します
補給期間	当該借入金の当初利払い日から60回目の利払いまで
補助率	補給率:50%(申請する年に実際支払った利息額に対し) ※上限あり
対象融資取扱 窓口	三豊市商工会、市内にある各金融機関
その他	➤ 補給の申請については、毎年申請する必要があります。 ➤ やむを得ない事情により、延滞が発生した年は申請出来ませんが、翌年以降延滞が無ければ申請は可能です。 ➤ 該当する融資の取り扱い内容につきましては、各金融機関で異なります。また、融資の可否につきましては、各金融機関の判断となります。

※制度についてご不明点がございましたら、『三豊市 産業政策課』又は下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

三豊市商工会

〒767-0032 三豊市三野町下高瀬2014-1

TEL:0875-72-3123